

一般会計等財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円で評価しています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 7年～50年

物品 2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規則する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(山形市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 有形固定資産の計上基準

償却資産については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

当年度は該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

名称	比率
実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	10.2%
将来負担比率	89.8%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越明許費(一般会計) 該当ありません。

⑧ 過年度修正等に関する事項
該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

現在活用されていない普通財産

イ 内訳

事業用資産	104,694百万円
土地	43,039百万円

令和6年3月31日時点における売却可能価額は、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金に係る積立不足額
該当ありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 15,602百万円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,802百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,007百万円
将来負担額	3,926百万円
充当可能基金額	11,741百万円
特定財源見込額	330百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,602百万円

⑤ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当ありません。

⑥ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額
25,662 百万円

イ 貸借対照表に計上されている評価額 24,558 百万円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 551 百万円

(業務活動収支(支払利息支出を除く) + 投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く))

② 既存の決算情報との関連性

(単位:百万円)

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	23,110	22,669
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-	-
繰越金に伴う差額	△220	-
資金収支計算書	22,890	22,669

地方自治法 233 条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(母子父子福祉資金貸付事業会計、区画整理事業会計)の分およびそれらの会計との繰出・繰入の相殺消去について相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額と差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,313百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	289百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	-
減価償却費	△4,222百万円
賞与等引当金の増加(減少)	181百万円
退職手当引当金の増加(減少)	128百万円
徴収不能引当金の増加(減少)	-
投資損失引当金の増加(減少)	-
資産除売却損(益)	29百万円
定額運用基金等の残高調整	-
純資産変動計算書の本年度差額	2百万円

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 15,000 百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。

全体財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円で評価しています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、公営企業会計においては以下のとおりです。

貯蔵品・・・先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 7年～50年

物品 2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規則する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(山形市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、区画整理事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、駐車場事業会計、公設地方卸売市場事業会計、農業集落排水事業会計

(2) 地方自治法235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

現在活用されていない普通財産

イ 内訳

事業用資産	104,694百万円
土地	43,039百万円

令和6年3月31日時点における売却可能価額は、貸借対照表における簿価を記載しています。

連結財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円で評価しています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格がないもの・・・出資金額

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、一部の連結対象団体においては先入先出法に基づく原価法、移動平均法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～50年

工作物 7年～50年

物品 2年～20年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規則する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計方針の変更

該当ありません。

(2) 表示方法の変更

該当ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

区分	中区分	会計・法人名等	連結対象	主たる事業の内容等
一般会計等		普通会計	○	
全体会計	法適用公営企業	水道事業会計	○	
		公共下水道事業会計	○	
		漁業集落排水事業会計	○	
	法非適用公営企業	魚市場事業会計	○	

区分	中区分	会計・法人名等	連結対象	主たる事業の内容等
全体会計	公営事業会計	国民健康保険事業会計	○	
		後期高齢者医療事業会計	○	
		介護保険事業会計	○	
		駐車場事業会計	○	
連結会計	一部事務組合・広域連合	山形県消防補償等組合	○	消防組織法に基づく非常勤消防団員に対する公務災害補償及び退職報償金の支給に関する事務等を共同処理すること(全市町村により組織)
		山形県自治会館管理組合	○	山形県自治会館の取得及びその維持管理に関する事務を共同処理すること(全市町村により組織)
		山形広域環境事務組合	○	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務等を共同処理すること(山形市、上市市、山辺町及び中山町)
		山形県後期高齢者医療広域連合	○	高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務の一部を共同処理すること(全市町村により組織)
	地方三公社	山形市土地開発公社	○	公共用地・公用地等の取得、管理及び処分等
	第三セクター等	山形市都市振興公社	○	公共用地等の取得、造成及び駐車場等公共施設の運営管理等
		山形市文化振興事業団	○	山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館の運営管理等
		山形市健康福祉医療事業団	○	老人保健施設の運営管理等
		山形コンベンションビューロー	○	コンベンション誘致、山形国際交流プラザの運営管理等
		山形市農業振興公社	○	青果物の価格補償、農作業の受託及び支援等
		山形市上下水道技術センター	○	水道メーターの交換等
		山形市社会福祉事業団	○	福祉施設の運営管理等

(2) 地方自治法235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

現在活用されていない普通財産

イ 内訳

事業用資産 964百万円

土地 964百万円

令和6年3月31日時点における売却可能価額は、貸借対照表における簿価を記載しています。